

平成23年7月14日

新潟県 福祉保健部児童家庭課 青少年育成係 御中

郵便番号 105-0003  
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階  
氏 名 社団法人電気通信事業者協会  
電話番号 (03)3502-0991

## 「新潟県青少年健全育成条例の一部改正について」に対する意見

「新潟県青少年健全育成条例の一部改正について」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者（以下、各事業者）の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

### <1 改正の理由について>

改正の理由について、貴県にて実施した調査<sup>1</sup>で「高校2年生の8割以上が何らかのトラブル等を経験」していることがあげられていますが、調査結果で「トラブル」とされている事象は、フィルタリングサービスへの加入では解決が困難である事象<sup>2</sup>や一概にトラブルと言い難い事象<sup>3</sup>が含まれております。貴県が「トラブル」であるのご認識されている事象について、貴県の考える問題点を明らかにして頂くとともに、当該問題の解決に、フィルタリングが有効であり、条例改正が必要だとお考えである根拠について明確にさせていただきますようお願い致します。

### <2 改正の内容（1）保護者の責務について>

【フィルタリングを利用しない場合の書面提出義務】について、その趣旨・目的理由（期待する効果）を明確にさせていただくと共に、これらの運用方法が各事業者に過度な負担とならないよう、ご配慮いただきたく存じます。また、申出書が提出されない場合においても、電気通信事業者は電気通信事業法に規定されております役務提供義務（法第121条）の観点により、役務提供の拒否を行うことはできません。解除申出書の運用と、電気通信事業法との整合性等もご考慮いただき、今後も意見交換を通じて関係法令と齟齬が生じないようご配慮いただけますようお願い致します。

<sup>1</sup> 本意見募集に関する資料、「資料2 青少年と保護者に対する携帯電話利用実態調査結果」

<sup>2</sup> 「チェーンメールが送られてきたことがある」（70.0%）

<sup>3</sup> 「プロフやゲームサイトで知り合った人とやりとりしたことがある」（39.1%）

## < 2 改正の内容（２）携帯電話事業者の責務について >

【説明義務】及び【保存義務】については、その説明書の様式や保存方法を条例にて定める等で発生する運用方法の過度な各事業者への負担については、今後本条例の策定に向けて十分にご配慮を賜りたく存じます。

## < 3 県の責務等について >

青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であると認識しており、この観点から、【県の取組】にあげられている貴県の姿勢に賛同いたします。私ども各事業者及び教育関係団体等の民間団体では、自主的取り組みとして、青少年のインターネット利用状況やフィルタリングサービスの普及状況等を踏まえつつ、フィルタリングサービスの必要性についてご理解いただけるよう、継続して様々な施策を実施しているところであり、情報モラル教育についても、引き続き各事業者における携帯電話教室の開催等により協力して参る所存です。貴県におかれましては、このような民間の自主的な取り組みを促進すべく引き続きご支援頂ければと思います。

以 上